

平成21年第11回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成21年11月24日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
- 第 5 議案第77号 財産の取得について
- 第 6 議案第78号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第79号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第80号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第81号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第82号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第8号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
6番	中村利昭君	7番	吉野久君
8番	福田守君	9番	泉美和子君
10番	泉繁夫君	11番	杉澤隆一君
12番	澁谷俊二君	13番	深澤均君
14番	戸澤勉君	15番	熊谷隆一君
16番	飛澤龍右エ門君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

5番 森元淑雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長兼 総合サービス課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	会計管理者兼 出納室長	坂本昇一君
住民生活課長	高橋潔君	福祉保健課長	右谷康一君
農政課長	照井智則君	商工観光交流課長	小林宏和君
建設課長	鈴木隆君	農業委員会 事務局局長	小野寺光廣君
教育長	後松順之助君	学務課長	辻一志君
社会教育課長	泉谷隆雄君	幼児教育課長	草薙正子君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤克太郎	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

開会及び開議の宣告

議長（高橋 猛君）

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第11回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

会議録署名議員の指名

議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、中村利昭君、7番、吉野 久君を指名いたします。

会期の決定

議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸般の報告

議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町監査委員より、例月出納検査、平成21年度予算の9月分並びに10月分の報告がありました。その写しを皆さんのお手元に配布しております。それをもって報告に変えさせていただきます。

町長の招集あいさつ

議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集にあたって、町長より招集あいさつの申し出がありましたので、これを許しま

す。

町長 松田知己君登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

町長(松田知己君) おはようございます。平成21年第11回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告と本日提出いたしました議案の概要を説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、新型インフルエンザのワクチン接種についてですが、政府の基本方針に基づき、医療従事者に続き、今月16日から、妊婦と基礎疾患を有する方に対する接種が実施されております。今後については、次の優先接種対象となる1歳から就学前の幼児、小学校低学年の児童に対し、12月7日の週を目途に、接種が開始されることとなっております。

ワクチン接種に係る経費について、町としては、10月の町議会臨時会でお示ししたとおり、優先接種対象者のうち、生活保護世帯を含む町民税非課税世帯の方に対しては、国の方針に従い接種費用の全額を助成することといたしました。それ以外の方に対しては、町独自の方針として、ワクチン接種を促進するため、1回目の接種費用3,600円のうち2,000円を助成することとしており、今臨時会の補正予算に関連経費を計上いたしました。

このたびのワクチン接種については、国や県から、接種回数やスケジュールの変更、県独自の補助の決定など、次々と新たな方針が示され、依然として流動的な状況であります。情報収集に努め遅滞なく必要な措置を講じてまいります。

また、町民の皆様に対しては、保健所や近隣市、圏域の医師会などと連携しながら、接種時期や接種医療機関、接種を受けるための手続きなどについて、広報等を通じて周知を図ってまいります。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

議案第77号 財産の取得についてですが、町内小中学校の校務用コンピュータの取得にかかる契約について、お諮りするものです。

議案第78号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、

議案第79号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、

議案第80号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、人事院勧告の趣旨にかんがみ、議会議員、特別職及び教育長の期末手当を減ずることについて、お諮りするものです。

議案第81号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職の職員の給与等について減ずる等の措置を講ずる必要があり、お諮りするものです。

議案第82号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第8号についてですが、町税還付金の増額、幼稚園・保育園等の加湿器の購入費の追加、町単独による新型インフルエンザ予防接種委託料の追加、浄化槽設置補助交付金の増額及び六郷中学校吹奏楽部のマーチング全国大会出場に係る生徒派遣費等補助金の増額による歳入歳出予算の増額について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集あいさつといたします。

議案第77号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第77号 財産の取得についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長）

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総課長兼総合サービス課長（小原正彦君） それでは議案第77号についてご説明致します。

平成21年度学校情報通信技術環境整備事業としての校務用コンピューター117台の購入について指名競争入札の結果、大仙市福田町の株式会社渡敬大仙営業所に落札となりました。契約金額1,015万9,695万円で契約にあたり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。契約書（案）は議案資料集の1ページ、入札等の詳細については2ページをご覧ください。以上でございます。

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「はい。」議長の声あり）

議長（高橋 猛君） 9番。泉 美和子君。

9番（泉 美和子議員） はい、9番。この学校通信情報整備事業の内容といたしますが、中身、コンピューターをどのような使い方をするのかというのを詳しく教えていただきたいと思っております。

議長（高橋 猛君） 学務課長。

学務課長（辻 一志君） ただ今の質問にお答えします。いわゆるICT事業、インフォーマー

ションコミュニケーションテクノロジーというような略称になっておりましけれども国の方で強
力に学校現場におけるICT化を進めております。それに伴い学校ではパソコン教室がございま
すけれども、教務用パソコンがまだ配置されていなかったために今回この事業を活用して配置す
るものでございます。

議長（高橋 猛君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし。」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第77号についてこれより採決いたします。お諮りします。議案第77号について原案のと
おり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号、財産の取得については、原案のとおり決しました。

議案第78号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（高橋 猛君） 日程第6 議案第78号 美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に係る条例の
一部改正についてを上程し議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長）

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（小原正彦君） 議案第78号についてご説明いたします。

美郷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正です。8月11日の人事院勧告及
び10月8日の秋田県人事院会の勧告の趣旨にかんがむとともに、他自治体の動向を踏まえ議員期
末手当の改正をする必要があり議会の議決を求めるものです。次の4ページ、別紙改正する条例
案及び議案資料集3ページ新旧対照表をご覧くださいと思います。条例6条第2項中期末手
当の支給率の改定でございます。一般職の給与に関する条例の読み替えとなっておりますが、内
容は6月の期末手当が現行100分の160を100分の145に改正、100分の15の減となります。12月の期
末手当が100分の170を100分の160に改正、100分の10の減となる改正でございます。施行は12月1
日からですが6月期末手当につきましては平成22年度4月1日からとなります。なお、今年6月

の期末手当につきましては5月28日の臨時議会での条例改正において、暫定的措置として同様の内容で附則の第2項により改正の実施をしておりましたが、今回は本則を改正するということでございます。以上でございます。

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号、美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第79号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（高橋 猛君） 日程第7、議案第79号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長）

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（小原正彦君） 議案第79号についてご説明いたします。

議案第78号の議員の報酬の一部改正と同様の改正を行うものであります。6ページ別紙及び議案資料集4ページ、新旧対照表をご覧ください。条例4条中期末手当の支給率を6月の期末手当が100分の160を100分の145に、12月期末手当を現行100分の170を100分の160にそれぞれ議員と同様の改定をするものでございます。以上でございます。

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長(高橋 猛君) 質疑なしと求めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。お諮りします。議案第79号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第79号、美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第80号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長(高橋 猛君) 日程第8、議案第80号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正について上程し議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長)

議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(小原正彦君) 議案第80号についてご説明いたします。

教育委員会教育長の期末手当の支給率についても議案第78号及び議案第79号の議会議員及び町長及び副町長と同様の改正を行うものでございます。改正する条例案は次の8ページに、新旧対照表は議案資料集5ページにございます。以上でございます。

議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第80号、美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改については、原案のとおり決しました。

議案第81号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第81号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを上程し議題といたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長)

議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長(小原正彦君) 議案第81号についてご説明いたします。美郷町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。人事院勧告及び秋田県人事院会の勧告並びに県内市町村の動向を踏まえ一般職の給料月額、期末勤勉手当の改定、自宅にかかる住居手当の廃止、及び勤務時間の改正を実施するものでございます。尚、今回の改正内容が給与条例だけでなく勤務時間、休日休暇に関する条例等4つの条例の改正が必要なことから、また施行日がそれぞれの改正で相違があることからこれを一括して改正するための条例を制定するものでございます。10ページ、別紙、それから議案資料集6ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。なお、議案資料集8ページの14条、給与の減額の新旧対照表に誤りがございました。正誤表をお配りさせていただいております。大変申し訳ありませんでした。それでは10ページの方からご説明させていただきます。第1条でございますがこちらは施行日が12月1日の施行となるものの改正でございます。美郷町一般職の職員の給与に関する条例の改正第10条の住居手当の改正でございます。これまで職員の所有にかかる住宅、いわゆる持家について新築及び購入した日から住居手当月額5年間2,500円を支給しておりましたがこれを廃止するもので、それに伴う条文の整理をするものでございます。22条の改正は12月期末手当の支給率を現行100分の160を100分の10減の100分の150に改定するものでございます。25条の改正は勤勉手当の支給率を現行100分の

72.5を100分の5減の100分の67.5に改定するものでございます。別表は給料表の改定を行うもので国の改定と同様、平均改定率0.2%の引き下げの改定を実施しております。次に議案の14ページ第2条をご覧いただきたいと思います。14ページ第2条から15ページの下第4条までについては平成22年4月1日の施行となるものでございます。

始めに第2条は一般職の給与に関する条例の改正でございます。3行目の14条、15条第3項及び6項は次の改正する第3条の職員の勤務時間の変更、及びそれに伴う代休指定制度の設置を受けて改正を行うものでございます。第4項、第5項は労働基準法の改正により1ヶ月当たりの時間外勤務手当が60時間を越えた場合のその越えた部分の手当の支給率を引き上げる改正と代休時間の指定ができる旨の改正をしたものでございます。22条の改正は6月の期末手当の支給率を現行100分の140を100分の15減の100分の125に改正するものでございます。25条の改正は再任用職員の勤勉手当の改定でございます。次に15ページ8行目の第3条でございますがこちらは職員の勤務時間休日休暇等に関する条例の改正でございます。第2条第1項は職員の勤務時間をこれまでの8時間を7時間45分に、1週間当たり40時間を38時間45分とする改正でございます。但し、これまでの8時半から5時15分までの勤務時間は変わらず昼休みがこれまでの12時15分から1時まで、こちらが12時から1時までと昼休みが1時間となる改正でございます。なお、これまで同様昼休み時間は交代制により来客、電話等の対応は行っておりますので、住民の方々にはご不便を掛けまいよう対処してまいりたいというふうに考えてございます。次に第2条、第3条は関連する項目の整理のための改正でございます。第8条の4、こちらは新たに時間外勤務手当の支給に替わり代休を指定するための改正でございます。こちらはこれまで時間外勤務手当を支給していたものを代休を指定できるという新たな制度を規制したものでございます。第10条はそれに伴う条文の整理でございます。15ページ下から2行目の第4条でございますが第3条で勤務時間が変更になったことに伴う育児休業条例の改正等でございます。次に第5条でございますが、こちらの改正は21年12月1日からの施行となります。第5条、18年に施行されました一般職の給与に関する条例の改正の一部改正をする条例を改正するもので、平成18年の給与表の改正により経過措置としてこれまでの支給額との差額を調整しておりましたが、その調整に100分の99.76の減額調整を実施するというものでございます。なお、今回の改定による今年度の人件費の補正につきましては、12月定例会の補正の方に計上する予定でございます。以上でございます。

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

9番。泉 美和子君。

9番(泉 美和子君) はい。9番。職員の給料とボーナスをそれぞれ額にするとどれくらいになるのでしょうか。それで総額はどれくらいになるか教えてください。

議長(高橋 猛君) 総務課長。

総務課長(小原正彦君) 今回の改正による減額につきましては12月の手当は1,300万円ほどであります。それから住居手当分につきましては12万円、給料につきましては4ヶ月分でおよそ50万円でございます。詳細につきましては現在個々について計算しておりますので12月補正に提案する予定でございます。

議長(高橋 猛君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長(高橋 猛君) 9番。泉美和子君。反対討論ですか。

9番(泉 美和子君) はい。反対討論です。

議長(高橋 猛君) まず、反対討論を許します。9番。泉 美和子君、登壇願います。

9番(泉 美和子君) 私は議案第81号に反対の立場から討論いたします。

一般職の職員の引き下げは民間労働者の給与の引き下げに連動いたします。賃下げの悪循環が繰り返されることとなります。こういう経済状況でありますので消費購買力の低下にもつながり地域経済にも影響を与えるものと考えますので反対をいたします。

議長(高橋 猛君) 他に討論ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で討論を終結いたします。

議長(高橋 猛君) 議案第81号について、これより採決いたします。

意義がありますので起立により採決をいたします。

議長(高橋 猛君) 本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

起立多数と認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号の上程、説明、質疑、討論、表決

議長（高橋 猛君） 日程第10、議案第82号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程し議題と致します。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長）

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

企画財政課長（高橋 薫君） 議案第82号 平成21年度美郷町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。今回の補正内容は2,450万2千円を追加するものでございます。23ページをお願いいたします。9款地方交付税の普通交付税ですが、補正財源として2,176万8千円を補正してございます。

建設課長（鈴木 隆君） 13款2項2目1節、浄化槽の設置整備事業費補助金でございますが、今年度設置の合併処理浄化槽について追加要望を行いたく国負担分の増額補助をお願いするものでございます。14款2項3目2節でございますが、合併処理浄化槽の追加要望に伴いまして県負担分の補助金の増額補正をお願いするものでございます。以上です

税務課長（小原 隆昇君） 続きまして歳出でございます。24ページをご覧ください。

2款2項2目賦課徴收費ですが23節、償還金利子及び割引料におきまして、法人町民税の確定申告による還付金について補正をお願いするものでございます。

幼児教育課長（草薙 正子君） 3款2項4目11節でございますが、千畑保育園の雨漏り修繕料でございます。18節備品購入費でございますが、インフルエンザの予防のために加湿器を購入するものですが、現在保育室にございますが全部の保育室に設置したいと考えております。簡易用の木製折り畳みベットですが千畑保育園分1台です。それから5目子育て支援費備品購入費ですが、これは千畑放課後児童クラブ分の加湿器1台分です。

福祉保健課長（右谷 康一君） 4款1項2目11節需用費でございます。これは新型インフルエンザ接種時の予診表、医療機関からの請求書等の印刷製本に要する経費でございます。13節委託料でございます。これは町単独助成分の費用を計上いたしております。20節扶助費、接種済者の還付に関する経費を計上してございます。以上でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 同じく4目19節、浄化槽設置補助交付金ですが当初5人層、7人層合わせまして60基の設置に対応する予算を計上をしておりましたが、10人層20人層の規模の大きい浄化槽設置があったことにより現在までの設置は57基でございますが、新たな設置に対応できない状況でございます。また、現在7基の浄化槽設置申請がありますがこれらに対応するため増額補正をお願いするものでございます。

学務課長（辻 一志君） 10款3項1目、中学校管理費19節の生徒派遣費補助金ですが六郷中学校吹奏楽部のマーチングの全国大会出場が決定したことにより補助金の補正をお願いするものでございます。

議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「9番。」の声あり）

議長（高橋 猛君） 9番。泉美和子君。

9番（泉美和子君） 9番。インフルエンザ予防に関連しますけれど現在例えば小中、幼保でどれくらい、罹患率といえますか状況を分かっていたらお知らせいただきたいんですけど。

議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（右谷康一君） はい。議長。こちらでつかめている数字が幼稚園、保育園に入園している方、小学校、中学校まで2,300名ほど児童生徒さんがいらっしゃいますけれど、230名ばかり、罹患率はだいたい1割位でございます。

議長（高橋 猛君） 9番。泉美和子君。

9番（泉美和子君） 今回町独自の助成金を計上しているわけですが、いろいろ町長もお話ししましたように国の動向が変わっておりますが、いずれ他の町村でもかかりやすい高校生まで独自の助成を広げるなどの動きが出ていますけれども、今後そのような考えがないかどうかをお伺いします。今後そうすべきではないかと思いますが。

議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（右谷康一君） はい。予防接種費用でございますけれども今回の新型インフルエンザの予防接種はあくまでも任意接種でございます。前回の議会でも申し上げましたが、かかるリスクのある、大変リスクの高い優先接種対象者に対して季節性インフルエンザと同様の2,000円の補助を1回目の接種にしたいと考えてございます。

議長（高橋 猛君） よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

他に質疑ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長(高橋 猛君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。お諮りします。議案第82号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、議案第82号、平成21年度美郷町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり決しました。

閉会の宣告

議長(高橋 猛君) 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもちまして平成21年第11回美郷町議会臨時会を綴じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時39分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成21年11月24日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 中 村 利 昭

署 名 議 員 吉 野 久